

3 滞納の拡大防止対策等の的確な実施

勸告	説明図表番号
<p>国の給付金等の支給について、受給者が死亡等によって受給資格を喪失した場合、国がその事実を把握し、支給を停止するまでの間の給付は、過払いとなり、返納金債権が発生する。この受給資格を喪失した事実の把握が遅れると過払いの額が大きくなり、その後の債権回収が困難となるおそれがあることから、国は、可能な限り早期に受給資格を喪失した事実を把握し、過払金の拡大を抑制する必要がある。</p> <p>また、法律の規定に基づき国から使用の許可を得て発生する物件使用料や、国と債務者との契約に基づき発生する物件貸付料等（以下、これらを合わせて「使用料等」という。）については、滞納が継続すると滞納額が拡大し、その後の債権回収が困難となるおそれがある。このため、使用料等の全部又は一部を滞納している者（以下「未納者」という。）に対しては、使用又は契約期間の延長等（以下「更新」という。）の機会をとらえ、更新を認めないなどの措置を講ずることが必要であり、このような措置を講ずることは、使用料等を納付している他の債務者に対して、公平な取扱いを期す観点からも必要である。</p> <p>さらに、国は、債務者が転居等によって連絡が取れなくなった場合に備えて、債権の発生段階等において、債務者の住所や連絡先のほかに、勤務先など、より多くの本人情報の確認を行っておくことが重要である。</p> <p>当省が実施した前回の行政評価・監視では、国の債権の滞納の拡大防止等の観点から、関係府省に対し、次の勧告を行っている。</p> <p>① 厚生労働省は、死亡による失権者に対する労働者災害補償保険年金の過誤払いによる返納金債権の発生を防止し、発生した場合も早期に発見するため、受給者等の生存確認に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムを活用すること（注）。</p> <p>② 国土交通省は、物件使用料債権の弁済が滞っている債務者について、占有許可を取り消す、あるいは、更新しない等の措置を検討すること。</p> <p>③ 総務省は、電波利用料債権の弁済が滞っている債務者について、無線局の運用停止の命令を行う、免許を取り消す、あるいは更新しない等の措置を講ずる際の運用基準等を検討すること。</p> <p>（注） 総務省では、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードを検索キーとして住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができる住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を平成14年に構築している。住基ネットの管理を行う地方公共団体情報システム機構（J-LIS）は、同法に定められた年金の支給事務や旅券の発給事務等、本人の生存情報の確認等が必要な事務について、国の行政機関や地方公共団体等からの照会に応じて、本人情報の提供を行っている。</p> <p>今回、上記の勧告事項についての関係府省の対応状況を調査するとともに、滞納の更なる拡大防止の観点から、各府省の取組状況について調査した結果は、次のとおりである。</p>	

勧 告	説明図表番号
<p>(1) 過払いの早期発見のための取組の拡大</p> <p>労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、住基ネットの活用を拡大する余地がある例（厚生労働省）</p> <p>厚生労働省は、前回の行政評価・監視の結果に基づく勧告を踏まえ、労働者災害補償保険年金のうち障害（補償）年金の支給について、死亡による失権者に対する過払いの発生を抑制するため、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）に基づき、遺族から随時提出される死亡届及び年1回の定期報告に加えて、平成24年3月から住基ネットとのデータ突合を年1回行うことによって受給者の生存確認を行っている。</p> <p>しかし、障害（補償）年金が偶数月ごとに年6回支給されているのに対し、同省では、住基ネットとのデータ突合による受給者の生存確認を年1回しか行っていない。このため、住基ネットとのデータ突合後に受給者が死亡し、遺族から死亡届の提出が遅れた場合は、年1回の定期報告等によって受給者の死亡事実が把握できない限り、その間は過払いが繰り返されることとなる。</p> <p>一方で、住基ネットとのデータ突合による受給者の生存確認を、年金の支給の都度、年6回行うこととした場合は、上記過払いの発生を防ぐことができると考えられる。そこで、当省が、障害（補償）年金のほか遺族（補償）年金も含めた受給者について、住基ネットとのデータ突合による生存確認を年6回行うこととした場合の費用とそれによって得られる効果について試算したところ、要する費用よりも得られる効果の方が大きいことが認められた。</p> <p>(2) 使用料等の滞納拡大防止対策の徹底及び見直し</p> <p>ア 道路占用料の未納者に対する占用許可の不更新等の措置が徹底されていない例（国土交通省6国道事務所等、計9事例）</p> <p>道路上に電柱や広告塔などの一定の物件や工作物等を設置し、継続して道路を使用（以下「道路占用」という。）する場合は、道路法第32条第1項の規定に基づき、道路管理者の許可を受けなければならないとされており、道路管理者は、道路占用の許可を行った場合には、同法第39条第1項の規定に基づき、道路占用料を徴収することができることとされている。</p> <p>また、道路占用料が未納となった場合、道路管理者は、道路法第71条第1項の規定に基づき、占用許可の取消しができるほか、未納者に対して、同法第73条第3項の規定に基づき、国税滞納処分の例により、道路占用料を徴収することができることとされている。</p> <p>国土交通省は、前回の行政評価・監視の結果に基づく勧告を踏まえ、道路占用料の未納の拡大を防止するため、未納者に対して、許可の更新を原則行わないよう、平成20年3月に各地方整備局等に「占用料未納</p>	<p>図3-1(1)</p> <p>表3-1(1)</p>

勧 告	説明図表番号
<p>債権の拡大防止について」(平成 20 年 3 月 11 日付け国道利第 21 号)を 発出している。</p> <p>しかし、調査対象とした 8 国道事務所等について、道路占用料未納者 に対する占用許可の更新状況を調査したところ、許可期間中に一度も占 用料を納めていない者に対し、滞納処分を行わず、許可の更新を行い、 滞納額を拡大させているなど、前回の行政評価・監視の結果に基づく勧 告の改善措置が徹底されていない例があった。</p>	<p>表 3- (2) - ア</p>
<p>イ 国有地の貸付料等を滞納しているにもかかわらず、使用の継続を認め て滞納額を拡大させている例 (2 府省等、4 機関、計 7 事例)</p> <p>債権者は、民法第 541 条の規定に基づき、債務者がその債務を履行し ない場合、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行 がないときは、契約の解除をすることができる」とされている。</p> <p>また、国の財産は、財政法第 9 条第 1 項の規定に基づき、法律に基づ く場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付け てはならないとされており、国有財産法第 23 条第 1 項及び同項を準用す る同法第 19 条の規定においても、国有財産 (行政財産・普通財産) の貸 付料は、毎年定期に納付させなければならないとされている。</p> <p>これらの規定を踏まえ、財務省では、各府省が国有財産の使用許可又 は貸付けを行うに当たって、行政財産の使用許可又は普通財産の貸付け を行う際の基準や契約書のひな形 (「行政財産を使用又は収益させる場合 の取扱いの基準について」及び「普通財産の管理及び処分に係る標準契 約書式及び同取扱要領について」(平成 13 年 3 月 30 日付け財理第 1298 号)) を各府省に示している。</p> <p>これらの基準等によると、行政財産の使用を許可された者が許可条件 に違反したときや普通財産を貸し付けた者が契約に定める義務を履行し ないときは、使用許可の取消しや契約の解除をすることができる」とさ れている。</p> <p>しかし、調査対象機関のうち、国有財産の使用許可又は貸付け (国税 徴収等の例による債権を除く。) を行ったことに伴い発生した債権を平成 25 年度末に履行期限到来債権として管理していた 17 機関について、そ の管理状況を調査したところ、国有地の使用料及び貸付料 (以下「貸付 料等」という。) を滞納しているにもかかわらず、使用許可又は契約の更 新を認めるなど使用の継続を認め、滞納額を拡大させている例があった。</p> <p>国有地の貸付料等の未納者のうち、督促を繰り返しても完納しない者 に対して、使用の継続を認めない措置を講ずることは、次の点から必要 である。</p> <p>① 未納者が退去することにより、滞納額の拡大を抑えられる可能性が あること。</p>	<p>表 3- (2) - イ - ①</p> <p>表 3- (2) - イ - ②</p> <p>表 3- (2) - イ - ③</p> <p>表 3- (2) - イ - ③- i、ii</p>

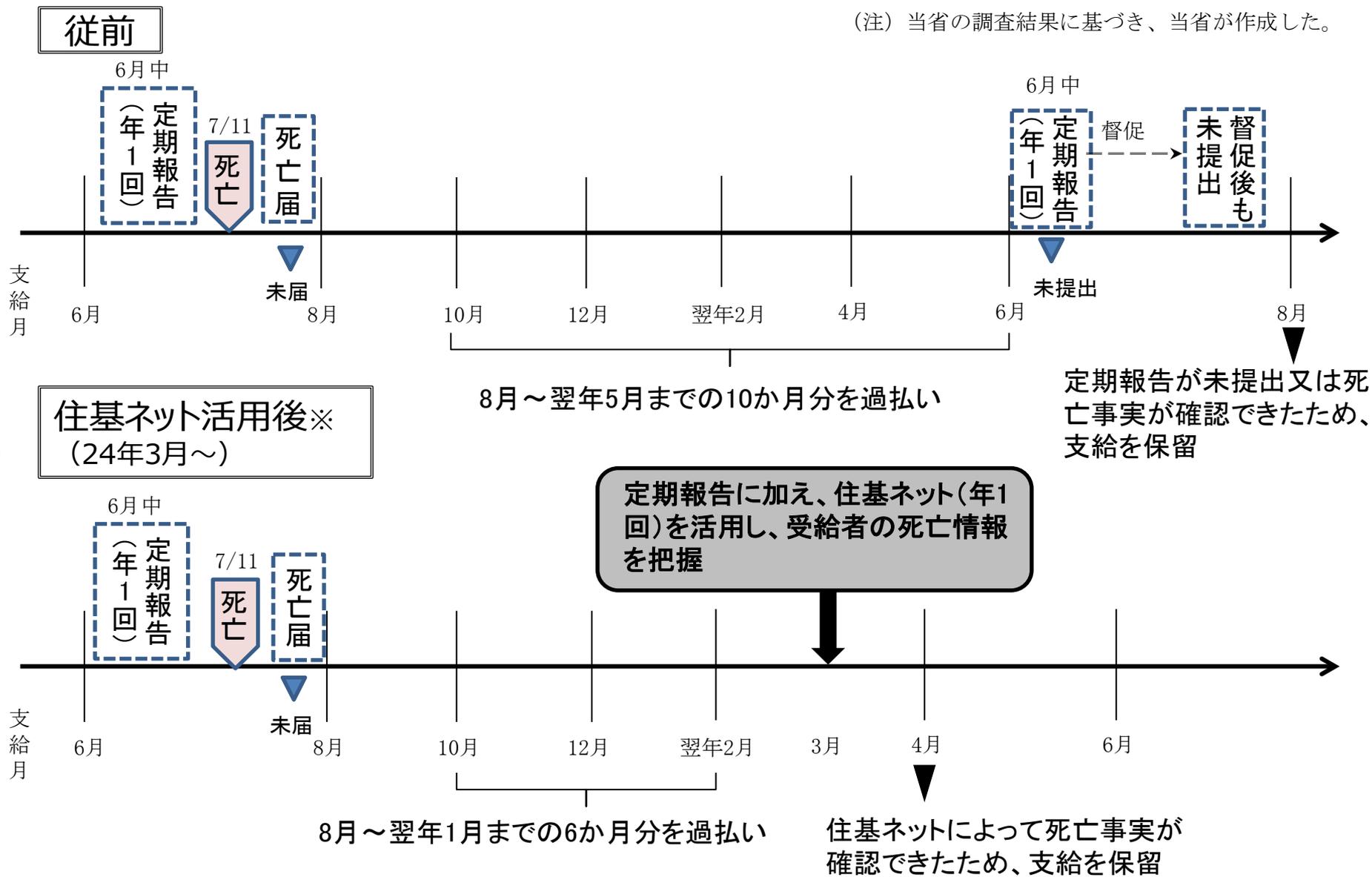
勸告	説明図表番号
<p>② 引き続き、国有地の利用を希望している未納者から、早期の納付、弁済計画の策定等が期待できること。</p> <p>③ 適正な対価を支払っている他の債務者との公平性が確保されること。</p> <p>ウ 電波利用料の未納者に対して無線局の運用停止命令等を行う場合の基準が滞納拡大防止に効果的なものとなっていない例（総務省）</p> <p>アマチュア無線局などを開設し、電波を利用する場合は、電波法第4条の規定に基づき、総務大臣の免許を受けなければならないとされている。免許を受けた者（以下「免許人」という。）は、同法第103条の2第1項の規定に基づき、国に電波利用料を納めなければならないとされており、総務大臣は、免許人が電波利用料を納めない場合には、同条第43項の規定に基づき、国税滞納処分の例により、電波利用料を徴収することとされている。</p> <p>また、総務大臣は、免許人等が電波法、放送法（昭和25年法律第132号）若しくはこれらの法律に基づく処分に違反したときには、電波法第76条第1項の規定に基づき、3か月以内の期間を定めて、無線局の運用の停止を命ずることができ、この運用停止命令に従わない場合には、同条第4項の規定に基づき、免許の取消しの措置を講ずることができるとされている。</p> <p>総務省は、前回の行政評価・監視の結果に基づく勧告を踏まえ、電波利用料の未納者に対して、電波法第76条第1項の規定による無線局の運用停止命令を行う場合の基準及び手続を明らかにするため、「電波法令違反処理規程の制定について」（平成19年3月30日付け総基視第61号）及び「電波利用料徴収手続及び電波利用料滞納処分手続」（平成18年7月20日付け総基利第45号）を改正している（以下、これらの基準等をまとめて「無線局の運用停止命令基準等」という。）。</p> <p>しかし、調査対象とした6総合通信局等においては、毎年度電波利用料の滞納者が存在していたが、滞納のみを理由として無線局の運用停止命令が出された例はなかった。中には、8年以上一度も電波利用料を納めていない者に対し、滞納処分を行わず、未納となった債権の一部は消滅時効の完成によって不納欠損処理を行っている例があった。このため、改正された無線局の運用停止命令等の基準が滞納拡大防止に効果的なものとなっているのか判断できない状況であった。</p> <p>(3) 債権回収に有効な情報の充実</p> <p>債権回収を効果的に行うために、債権発生時等に債務者から勤務先の情報を事前に得ておくことが望ましい例（4府省等、7機関、計27事例）</p> <p>債務者が転居等によって、所在不明になると、債権回収が困難になるこ</p>	<p>表3-（2）-ウ</p>

勧 告	説明図表番号
<p>とから、債務者の住所や連絡先のほかに、より多くの本人情報を得ておくことが重要である。特に、債務者からの申請や債務者との契約に伴い発生する債権については、申請時等に債務者と接触できる機会を有していることから、そのような機会を利用し、より多くの本人情報を得ておくことが望ましい。</p> <p>このため、調査対象機関のうち、個人を対象とした国有財産の使用許可や金銭貸付け、医療サービスの提供など債務者からの申請や債務者との契約に伴い発生した債権を、平成 25 年度末に履行期限到来債権として管理していた 31 機関について、滞納発生後に債務者の所在が不明となり、債権回収が困難となっている例がないか調査したところ、滞納発生後に債務者の所在が不明となり、関係市町村に所在調査を行っても、所在を把握することができていないなど、債務者との連絡手段が途絶え、債権回収が困難となっている例があった。</p> <p>他方、調査対象機関の中には、次のとおり、滞納後に債務者と連絡が取れなくなった債権について、把握した債務者の勤務先の情報を有効に活用し、債権回収に効果を上げている例があった。</p> <p>① 国土交通省自動車局では、自動車事故を起こした者が自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）において加入が義務付けられた自動車損害賠償責任保険に加入しておらず、同省が同法の規定により損害賠償責任者に代わって被害者に損害のてん補を行った場合は、被害者が本来の損害賠償責任者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、損害賠償責任者に求償を行っている。</p> <p>同局では、当該損害賠償責任者のうち、一向に連絡が取れなかった債務者について、勤務先の情報を得ていたことから、債務者の勤務先に連絡を行ったところ、債務者と連絡が取れ、納付交渉を進めることで債務者が自主納付に応じ、完済させている例があった。</p> <p>② 国土交通省相武国道事務所では、道路法の規定に基づく道路損傷行為に係る原因者負担金債権について、10 回以上債務者宅へ電話や文書による催告をしても連絡が取れなかった。</p> <p>このため、同事務所では、調査の結果、把握できた勤務先に電話をかけたところ、債務者と連絡が取れ、債務の承認^(注)が得られたことで時効中断に効果を上げている。</p> <p>(注) 「債務の承認」とは、債務者が自分に債務があることを認めることで、民法第 147 条の規定により、消滅時効の中断事由の一つとされている。</p> <p>また、主に個人を対象とした小口金銭の貸付けを行う、民間の大手貸金業者 4 社について、金銭貸付時における債務者の個人情報の把握状況を各社のホームページにより調べたところ、全社において債務者の自宅住所や連絡先に加え、所在不明となった場合に備え、勤務先の情報を把握することとしていた。</p>	<p>表 3- (3) -①</p> <p>表 3- (3) -②</p> <p>表 3- (3) -②- i、ii</p> <p>表 3- (3) -③- i、ii</p> <p>表 3- (3) -④</p>

勸 告	説明図表番号
<p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、国の債権を可能な限り早期に回収し、滞納の拡大を防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 厚生労働省は、死亡による失権者に対する労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、一部の年金受給者の年1回の生存確認にとどまっている住基ネットの活用について、その対象範囲及び回数の拡大を検討し、必要な措置を講ずること。</p> <p>② 国土交通省は、道路占用料の滞納額の拡大を防止するため、各地方整備局等に通知した「占用料未納債権の拡大防止について」について、改めて、各地方整備局等に周知を行い、運用の徹底を図ること。</p> <p>③ 国有地の貸付料等を滞納しているにもかかわらず、使用の継続を認めて滞納額を拡大させている例があった機関については、督促を繰り返しても完納しない未納者に対して、原則更新を認めないなどの措置を講ずること。 (内閣府、農林水産省)</p> <p>④ 総務省は、無線局の運用停止命令基準等について、電波利用料の滞納拡大防止の効果を検証し、その結果を踏まえ、新たな滞納額を発生させないためのより実効ある措置を講ずること。また、講じた措置について、総合通信局等ごとに、その効果を定量的かつ定期的にフォローアップすること。</p> <p>⑤ 債務者からの申請や債務者との契約に伴い発生する債権を管理する機関のうち、未納者が転居等によって所在不明となり、連絡が取れなくなっている例があった機関については、債権の発生時等に債務者から同意を得た上で勤務先の情報を得る仕組みを構築すること。(外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)</p>	

図3-(1) 住基ネット活用による労働者災害補償保険年金過払い額減少効果のイメージ図

(注) 当省の調査結果に基づき、当省が作成した。



＜住基ネット活用による効果＞

住基ネット活用開始後は過払い月数が4か月減少

※ 住民票コードを提出した者のみ

表 3-1 (1) 労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、住基ネットの活用を拡大する余地がある例

府省等名	厚生労働省
概要	<p>労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づき、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度である。これらの保険給付の中には、受給権のある者に定期的に支給される障害（補償）年金及び遺族（補償）年金（以下、これらを合わせて「労災年金」という。）があり、受給者の死亡が受給権そのものの消滅や支給する年金額の減額の事由となっている。</p> <p>労災年金について、労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災施行規則」という。）第 21 条の 2 第 3 項及び第 4 項に基づき、労災年金の受給者が死亡した場合、その者の遺族は、遅滞なく、文書で、その旨をその事実を証明することができる書類その他の資料を添えて厚生労働省に届け出ることを義務付けている（以下、この届出を「死亡届」という。）。また、労災年金の受給者は、労災施行規則第 21 条の規定に基づき、年 1 回の厚生労働大臣が指定する日までに、受給者の氏名及び住所等の事項を記載した報告書（以下「定期報告」という。）を、それぞれの事実を挙証する資料を添えて厚生労働省に提出しなければならないとされている。</p> <p>厚生労働省では、受給者が死亡した事実の把握遅延による労災年金の過払い（以下「死亡による失権者に対する過払い」という。）に係る返納金債権の発生を抑制するため、上記の死亡届及び定期報告による生存確認を行っている。</p> <p>さらに、厚生労働省は、前回の行政評価・監視における勧告^(注1)を踏まえ、労災年金のうち、障害（補償）年金の支給について、死亡による失権者に対する過払いの発生を抑制し、発生した場合も早期にその事実を発見するために、上記の死亡届及び定期報告に加えて、平成 24 年 3 月から住基ネットとのデータ突合を年 1 回行うことによって生存確認を行っている。</p> <p>(注1) 当省が「国等の債権管理等に関する行政評価・監視」の結果に基づき、平成 19 年 6 月に厚生労働省に対し、労災年金の受給者の生存確認に当たって、住基ネットを活用するよう勧告している。</p> <p>しかし、労災年金が偶数月ごとに年 6 回支給されているのに対し、厚生労働省では、住基ネットとのデータ突合による受給者の生存確認を年 1 回しか行っていない。このため、住基ネットとのデータ突合後に受給者が死亡し、遺族から死亡届の提出が遅れた場合は、年 1 回の定期報告等によって受給者の死亡事実が把握できない限り、その間の失権者に対する労災年金の過払いが繰り返されることとなる。実際に、住基ネットとのデータ突合による生存確認を年 1 回行っている平成 24 年度及び 25 年度において、死亡による失権者に対する過払いに係る返納金債権のうち厚生労働省本省において回収できず、各地方労働局に債権管理が引き継がれた返納金債権は、2 か年度合計で約 1 億 8 千万円であることが判明している^(注2)。</p> <p>また、当省が、死亡による失権者に対する過払いに係る返納金債権の回収状況を調査したところ、平成 18 年度から 20 年度までの間に同過払いが判明し、厚生労働省本省において回収できず、各地方労働局に債権管理が引き継がれた返納金債権が約 2 億 3,677 万円あった。このうち、大阪労働局に債権管理を引き継がれた返納金債権の約 1,512 万円を抽出し、その回収状況を調査したところ、19.2%にあたる約 291 万円が消滅時効（5 年）の完成等により不納欠損の処理が行われ、回収不能となっていた。</p> <p>(注2) 現在、厚生労働省が実施している住基ネットとのデータ突合による受給者の生存確認は、障害（補償）年金受給者のうち、住民票コードの提供があった者のみが対象であるが、約 1 億 8 千万円には住基ネットを活用した生存確認を行っていない受給者に係る返納金債権も含んでいる。また、金額は概算である。</p> <p>一方で、住基ネットとのデータ突合による労災年金の受給者の生存確認を、労災年金の支給の都度、年 6 回行うこととした場合は、死亡による失権者に対する過払いの発生を防ぐことができると考えられる。そこで、当省において、上記の突合を、労災年金の全受給者につき年 6</p>

回実施した場合に要する費用と、それによって得られる効果について試算して比較したところ、次表のとおり、費用（年間約1,278万円）よりも、効果（年間約1,515万円）の方が大きいことから、住基ネットを活用した受給者の生存確認については、その対象範囲及び回数を拡大する余地があると認められる。

なお、上記の試算は、導入時に一時的に発生するシステム改修に係る費用を除き、恒常的に発生するものを試算の対象としている。

表 住基ネットを活用した場合の費用対効果について（試算）

費用（年間）	効果（年間）
○ 住基ネットとの突合に要する情報提供手数料が発生 21.3万人 ^(注1) × 6回 × 10円 ^(注2) =1,278万円	○ 死亡による失権者に対する過払いに係る返納金債権のうち、不納欠損処理により回収不能となる額の発生を未然に防止 7,892万円 ^(注3) × 19.2% ^(注4) ≒ 1,515万円 〔○ 納入告知、督促、納付交渉等に要する郵送費や労働コストの削減〕
（費用） 1,278万円	（効果） 1,515万円

（注）1 障害（補償）年金9.3万人（平成24年度末）、遺族（補償）年金12.0万人（同）の合計

2 住基ネットの管理を行っている地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に支払う情報提供手数料10円/件

3 厚生労働省本省で回収できず、各地方労働局へ引き継がれた死亡による失権者に対する過払いに係る返納金債権（平成18年度～20年度に判明した死亡による失権者に対する過払いに係る返納金債権約2億3,677万円の単年度平均額）

4 前述の平成18年度から20年度までの間に過払いが判明し、かつ、厚生労働省本省で回収できずに大阪労働局に債権管理が引き継がれた死亡による失権者に対する過払いに係る返納金債権のうち不納欠損処理を行った割合

（注）当省の調査結果による。

表 3- (2) - ア 道路占用料の未納者に対する占用許可の不更新等の措置が徹底されていない例

府省等名	国土交通省
概 要	<p>道路に工作物（電柱、電線、変圧塔等）、物件（水管、下水道管、ガス管等）又は施設（露店、商品置場等）を設け、継続して道路を使用（以下「道路占用」という。）する場合は、道路法第 32 条第 1 項の規定に基づき、道路管理者の許可を受けなければならないとされており、道路管理者は、そのような道路占用について、同法第 39 条第 1 項の規定に基づき、占用料を徴収することができるかとされている。</p> <p>また、道路管理者は、同法第 71 条第 1 項の規定に基づき、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者等に対し、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によって与えた許可又は承認を取り消すことができるとされている。</p> <p>国土交通省道路局では、前回の行政評価・監視における勧告を踏まえ、道路占用料の未納の拡大を防止するため、未納者に対して、許可の更新を原則行わないよう、表 1 のとおり、平成 20 年 3 月に各地方整備局等に「占用料未納債権の拡大防止について」（平成 20 年 3 月 11 日付け国道利第 21 号）を発出している。</p> <p>表 1 「占用料未納債権の拡大防止について」（平成 20 年 3 月 11 日付け国道利第 21 号）－抜粋－</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 占用料未納債権に係る督促等 占用料未納債権がある場合には、督促等を適切に行い、占用料未納債権の拡大防止に努めること。また、再三の督促等に応じない悪質な占用料滞納者に対しては、許可期間中であっても、許可の取消、原状回復命令等を適切に行うこと。</p> <p>2. 占用料未納債権の拡大防止のための措置 占用許可を受けて道路に占用物件を設置しているにもかかわらず占用料の全部又は一部の納付義務を果たさない<u>占用料滞納者は、道路法令を遵守した適切な占用主体とは認められず</u>、このような状態を継続することは国の債権管理上も適当でないことから、<u>占用料未納債権に係る</u> <u>占用許可の更新は原則行わないこと</u>。</p> </div> <p>（注）下線は当省が付した。</p> <p>しかし、今回、調査対象とした国道事務所、河川国道事務所及び北海道開発局開発建設部の計 8 機関における道路占用料未納者に対する占用許可の更新状況を調査したところ、表 2 のとおり、占用料を滞納しているにもかかわらず、許可の更新を認めている例が 6 機関で 9 事例あった。また、この 9 事例の中には、表 3 のとおり、道路占用許可期間中の 4 年間で一度も占用料を納付していない債務者に対して許可を更新し、許可更新後の占用料も未納となり、さらに滞納額が拡大している例があった。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>

表2 道路占用料の未納者について、道路占用の更新を認めている例

No.	機関名	許可更新年月	更新時点の 滞納額	更新時点の 滞納期間	平成25年度末 時点の滞納額
1	相武国道事務所	平成24年6月	88,886円	5年2月	46,027円
2	広島国道事務所	平成20年4月	18,600円	4年	23,100円
3	山口河川国道事務所	平成22年4月	5,880円	4年	1,400円
4	山口河川国道事務所	平成22年4月	106,664円	3年7月	2,304円
5	香川河川国道事務所	平成23年4月	8,400円	1年11か月	21,000円
6	香川河川国道事務所	平成24年4月	8,400円	2年11か月	14,000円
7	北九州国道事務所	平成21年4月	352,296円	5年	277,160円
8	熊本河川国道事務所	平成25年4月	308,536円	4年	315,896円
9	熊本河川国道事務所	平成23年4月	11,400円	2年	24,000円

(注) 当省の調査結果による。

表3 許可期間中に一度も道路占用料を納めていない者に対し、滞納処分を行わず、許可の更新を行い、滞納額を拡大させている例

機関名	熊本河川国道事務所
債権の発生年月	平成21年4月～25年12月
元本債権額 (平成25年度末時点)	315,896円
事例の概要	<p>熊本河川国道事務所では、平成21年4月に道路占用（道路上の看板設置）許可を行った物件使用料債権について、許可期間中（21年～24年度）に債務者が一度も道路占用料を納付していないにもかかわらず、25年12月に債務者から許可の更新申請があり、これを認めている。</p> <p>許可の更新を認めた結果、本債権については、平成21年度から24年度までの4か年分の債権（約31万円）のみならず、許可更新後の25年度分の債権（約5万円）についても未納となっており、滞納額は拡大している。</p> <p>また、同事務所では、債務者に対して納付督促のための文書を繰り返し送付しているものの、財産調査や滞納処分を行っておらず、時効中断措置も講じていないため、平成26年4月をもって、21年度分の債権（約5万円）の消滅時効が完成している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) - イ - ① 行政財産の使用許可又は普通財産の貸付けを行う際の基準や契約書のひな形

○ 「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(昭和 33 年 1 月 7 日付け蔵管第 1 号) - 抜粋 -

別紙様式 11 国有財産使用許可書

第 4 条 使用料は、 円とし、当局歳入徴取官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(後略)

第 8 条 部局長は、次の各号の 1 に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(後略)

○ 「普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について」(平成 13 年 3 月 30 日付け財理第 1298 号) - 抜粋 -

第 1 基本的事項

1 共通事項

(1) 普通財産の管理及び処分に係る契約は、私法上の契約であり、国と相手方との合意に基づき締結するものであるから、契約の締結に当たっては契約内容をあらかじめ十分説明して、後日において紛争を生ずることのないようにしておかなければならない。

(後略)

第 2 標準契約書式

第 14 号書式 (借地、時価、分割納付 (物納財産及び国庫帰属財産用))

国有財産有償貸付契約書

(貸付料の納付)

第 4 条 前条に定める貸付料は、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書又は口座振替により納付しなければならない。

(略)

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。
2~5 (略)

第 3 書式の説明

2 借地、借家及び一時貸付契約関係 (第 11 号書式~第 21 号書式)

(15) 契約の解除について

第 1 項の解除権は、民法第 541 条の規定によるものであるから、相手方が用途指定又は貸付料支払債務の不履行を生じたときは、相当の期間を定めて催告したのち行使すること。

(注) 下線は当省が付した。

表3-(2)-イ-②

国有財産の使用許可又は貸付けに伴って発生した履行期限到来債権を管理している調査対象機関一覧(平成25年度末時点)

調査対象機関		主な債権	平成25年度末履行期限到来額
内閣府	沖縄総合事務局	国有地の貸付けに伴う物件貸付料	70,261,822円
財務省	北海道財務局	国有地の貸付けに伴う物件貸付料	6,358,849円
	関東財務局	〃	82,101,972円
	近畿財務局	〃	46,057,797円
	中国財務局	〃	1,953,957円
	九州財務局	〃	2,300,269円
	福島財務事務所	〃	137,130円
	岡山財務事務所	〃	34,378円
	岡山財務事務所倉敷出張所	〃	2,063,433円
農林水産省	北海道森林管理局	国有林の使用許可に伴う物件使用料、国有林の貸付けに伴う物件貸付料	27,245,084円
	東北森林管理局	〃	31,071,771円
	九州森林管理局	〃	21,513,847円
国土交通省	関東地方整備局	国有財産の使用許可に伴う物件使用料債権	3,272円
環境省	大臣官房会計課	国立公園内の土地の使用許可に伴う物件使用料	22,760,443円
	東北地方環境事務所	〃	83,861,924円
	関東地方環境事務所	〃	6,781,166円
防衛省	九州防衛局	国有財産の使用許可に伴う物件使用料	1,917,188円
合計(17機関)			406,424,302円

(注)1 当省の調査結果による。

2 「平成25年度末履行期限到来額」は、当省が調査対象機関において抽出した債権(表2-④参照)の内数である。

表3-(2)-イ-③

国有地の貸付料等を滞納しているにもかかわらず、使用の継続を認めて滞納額を拡大させている例

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	元本債権額 (平成25年度末)	滞納後の更新 時期(更新時点 の滞納額)	不更新等の時期	
1	内閣府	沖縄総合 事務局	一般会計	物件貸付 料債権	平成5年7月 ～17年11月	2,419,798円	—	売却 (平成24年3月)	※
2	農林水産省	北海道森 林管理局	一般会計 (注)2	物件使用 料債権	平成22年2月 ～24年5月	20,323,900円	平成25年度 (20,323,900円)	不更新 (平成25年6月)	※
3	農林水産省	東北森林 管理局	一般会計 (注)2	物件貸付 料債権	平成18年4月 ～25年4月	3,880,600円	平成20年度 (639,800円) 平成23年度 (2,161,000円)	解除 (平成25年4月)	※
4	農林水産省	東北森林 管理局	一般会計 (注)2	物件貸付 料債権	平成14年4月 ～17年4月	752,700円	平成15年度 (220,800円)	不更新 (平成18年度)	※
5	農林水産省	東北森林 管理局	一般会計 (注)2	物件貸付 料債権	平成4年4月 ～10年4月	292,200円	平成5年度 (31,200円) 平成8年度 (143,100円)	不更新 (平成11年度)	※
6	農林水産省	九州森林 管理局	一般会計 (注)2	物件貸付 料債権	平成8年9月 ～13年10月	112,500円	平成13年度 (101,200円)	不更新 (平成14年10月)	※
7	農林水産省	九州森林 管理局	一般会計 (注)2	物件貸付 料債権	平成12年9月 ～23年9月	85,100円	平成22年度 (41,500円)	解除 (平成24年9月)	※

(注)1 当省の調査結果による。

2 平成24年度までは国有林野事業特別会計である。

3 No.1の例の「滞納後の更新時期(更新時点の滞納額)」欄の「—」は、契約の途中で債務者に土地が売却されたため、契約更新の時期はないことを表す。

4 表枠外の「※」印は、平成27年1月31日時点において、当省の指摘に対応した措置が講じられていることを表す。

表3- (2) -イ-③- i 国有地の貸付料等を滞納しているにもかかわらず、使用の継続を認めて滞納額を拡大させている例 (No.1 の例)

府省等名	内閣府
機関名	沖縄総合事務局
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の種類	物件貸付料債権
債権の発生原因	国有財産 (土地) の賃貸借契約
債権の発生年月	平成5年7月～17年11月
元本債権額 (平成25年度末時点)	2,419,798円 (注2)
概要	<p>債権者は、民法第541条の規定に基づき、債務者がその債務を履行しない場合、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の解除をすることができる」とされている。</p> <p>また、国の財産は、財政法第9条第1項の規定に基づき、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならないとされている。</p> <p>このような規定を踏まえ、財務省では、各府省が国有財産の使用又は貸付けを行うに当たって、行政財産の使用許可又は普通財産の貸付けを行う際の基準や契約書のひな形を各府省に示しており (注1)、同基準等によると、行政財産の使用を許可された者が許可条件に違背したときや普通財産の貸付けを行い、貸し付けた者が契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができる」とされている。</p> <p>なお、土地の貸付けを行う期間については、国有財産法において、植樹を目的とした場合等を除いて土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は30年以内などとされている。</p> <p>(注1) 「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」及び「普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について」</p> <p>沖縄総合事務局では、平成5年7月に、管内の国有地について、債務者と貸付期間25年の国有財産賃貸借契約を締結し、債務者は、5年8月から7年4月までの間に約44万円の貸付料を支払っている。</p> <p>しかし、債務者は、平成7年4月から貸付料が高いことを理由に同貸付料の滞納を始め、以後約17年にわたって一度も弁済することなく滞納を続けているが、同局では、本契約を継続し続けている。その結果、平成24年2月時点における履行期限到来債権額は約295万円 (元本のみ) に達している。</p> <p>一方、同局では、平成7年4月から24年2月までの約17年間、本契約を解除していないのみならず、債務者とは、面談や電話による納付交渉を繰り返すばかりで強制履行の手続や時効中断の措置は講じていなかったため (注2)、24年2月に債務者から時効 (注3) の援用がなされ、7年4月から19年1月までの約12年間分の債権 (約242万円) は回収できず、不納欠損となっている (注4)。</p> <p>(注2) 同局では、法的措置の検討を行ったものの債務者が国有地の購入意向を示したため、継続して交渉することとし、また、時効中断措置として「債務確認書」の提出申入れを行ったものの債務者が応じなかったとしている。</p> <p>(注3) 本債権のように、年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、民法第169条の規定に基づき、5年間行使しないときは消滅するとされている。</p> <p>(注4) 本債権については、平成24年2月に、債務者から消滅時効が完成していない残りの約5年間分の債権の約60万円 (延滞金も含む。) の弁済があり、滞納は解消されている。その後、債務者からは、当該貸付地の買取りを持ちかけられたため、同局と債務者は、売買契約を締結し、平成24年3月には、当該貸付地は債務者に売り払われている。</p> <p>なお、当初の当該貸付契約は、この売却により、所有権が移転した日をもって、終了して</p>

	<p>いる。</p> <p>このように本債権については、滞納期間が約 17 年間もの長期にわたっているにもかかわらず、同局は、本契約を継続し続け、その結果、債務者からの時効援用によって、そのほとんどの債権は回収不能となっているが、次の理由から、同局は、早期に本契約を解除し、なお未回収となった債権については、法的措置の検討にとどまらず、強制履行等の手続によって債権回収を図るべきであったと考えられる。</p> <p>① 未納者が退去し、滞納額の拡大を抑えられる可能性があること。</p> <p>② 未納者が引き続き、当該国有地の利用を希望していれば、早期の納付、弁済計画の策定等が期待できること。</p> <p>③ 契約を継続し、漫然と滞納額を累積させることによって、債務者の弁済意欲が減退すると考えられること。</p> <p>④ 適正な対価を支払っている他の債務者との公平性が確保されること。</p> <p>⑤ 未納者の退去に至れば、当該国有地の有効活用が期待できること。</p>
--	---

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 25 年度末までに不納欠損の処理が行われており、同年度末時点では債権が存在しない。

表3- (2) -イ-③- ii 国有地の貸付料等を滞納しているにもかかわらず、使用の継続を認めて滞納額を拡大させている例 (No.3 の例)

府省等名	農林水産省
機関名	東北森林管理局
会計名 (勘定名)	一般会計 (平成 24 年度まで国有林野事業特別会計)
債権の種類	物件貸付料債権
債権の発生原因	砕石置場敷の土地貸付契約に基づく貸付料の滞納
債権の発生年月	平成18年4月～25年4月
元本債権額 (平成 25 年度末時点)	3, 880, 600円
概要	<p>国の財産は、財政法第 9 条第 1 項の規定に基づき、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならないとされている。</p> <p>また、国の所有に属する森林原野であって森林経営の用に供するものについては、国有林野の管理経営に関する法律 (以下「国有林野法」という。) 第 7 条の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、契約により、貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させることができるとされている。</p> <p>さらに、国有林野管理規程 (昭和 36 年農林省訓令第 25 号) 等において、森林管理署長は、国有林野の貸付料又は使用料を滞納している者等に対して、国有林野を貸し付け又は使用させてはならないとされている。</p> <p>東北森林管理局三八上北森林管理署では、国有林野内に設置されることとなった砕石置場敷について、昭和 37 年度に債務者と有償貸付契約を締結して、3 年ごとに契約の更新を繰り返している。</p> <p>債務者は、平成 17 年度までは、貸付料を納付していたが、18 年度から滞納が始まり、以降 25 年度までの 8 年間分の貸付料 (約 388 万円) を滞納し、本債権の管理は、同署の上部機関である東北森林管理局が行っている。</p> <p>一方、同局では、平成 18 年度から 25 年度までの 8 年間、債務者が一度も貸付料を弁済しておらず、契約更新時に滞納が発生していることを把握していたにもかかわらず、平成 21 年度及び 24 年度の 2 回にわたり契約の更新を認めている (注 1)。</p> <p>(注 1) 本契約は、契約書において、契約の相手方が貸付料の納付等の契約上の義務に違反した場合に、森林管理署長は本契約を解除できる旨の条項が定められている。</p> <p>しかし、同局では、本契約を更新するに当たって、平成 21 年度には約 106 万円の滞納が、24 年度には約 276 万円の滞納が発生していたことを把握していたにもかかわらず、貸し付けた土地に砕石設備が残されており、契約を更新しないと、債務者に対して不法占有による損害賠償金債権が発生するなどとして契約を更新している。</p> <p>また、同局では、貸付契約の更新に当たって、既に発生していた滞納分について、債務確認書を徴して債務の承認を得るなどの時効中断の措置を講じておらず、強制履行の手続も行っていなかったため、当省の調査時点 (平成 25 年度末) までに、18 年度から 20 年度分までの物件貸付料債権 (約 106 万円) の消滅時効が完成している (注 2)。</p> <p>(注 2) 本債権については、当省の調査時点 (平成 25 年度) までに平成 18 年度から 20 年度分までの債権の消滅時効 (5 年) は完成しているが、同局は、債務者からの時効援用の意思を確認できないとして、当省の調査時点においても、履行期限到来債権として管理している。</p> <p>なお、同局では、平成 21 年度及び 24 年度に貸付契約を更新した後も、債務者から更新前の貸付料債権の弁済は一度も得られておらず、更新後新たに発生した貸付料債権についても弁済されることがなかったため、25 年 4 月 5 日付けで、債務者に契約の</p>

解除を通知している。

このように本債権については、契約更新時に滞納が発生していることを把握していたにもかかわらず、平成21年度及び24年度の2回にわたり、同局は、本契約を更新し続けて使用の継続を認め、その結果、一部の債権は消滅時効の完成によって回収困難となっているが、次の理由から、同局は、本契約の更新を認めず、なお未回収となった債権については、強制履行等の手続によって債権回収を図るべきであったと考えられる。

- ① 未納者が退去し、滞納額の拡大を抑えられる可能性があること。
- ② 未納者が引き続き、当該国有地の利用を希望していれば、早期の納付、弁済計画の策定等が期待できること。
- ③ 契約を継続し、漫然と滞納額を累積させることによって、債務者の弁済意欲が減退すると考えられること。
- ④ 適正な対価を支払っている他の債務者との公平性が確保されること。
- ⑤ 未納者の退去に至れば、当該国有地の有効活用が期待できること。

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -ウ 電波利用料の未納者に対して無線局の運用停止命令等を行う場合の基準が滞納拡大防止に効果的なものとなっていない例

府省等名	総務省																												
概要	<p>無線局を開設しようとする者は、電波法第4条の規定に基づき、総務大臣の免許を受けなければならないとされている。無線局の免許を受けた者（以下「免許人」という。）は、同法第103条の2第1項の規定に基づき、国に電波利用料を納めなければならないとされており、総務大臣は、免許人が電波利用料を納めない場合には、同法第103条の2第43項の規定に基づき、国税滞納処分の例により、電波利用料を徴収することとされている。</p> <p>また、総務大臣は、免許人等が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく処分に違反したときには、電波法第76条第1項の規定に基づき、3か月以内の期間を定めて、無線局の運用の停止を命じることができるとされており、免許人が運用停止命令に従わないときは、同条第4項の規定に基づき、免許を取り消すことができるとされている。</p> <p>総務省は、前回の行政評価・監視の結果に基づく勧告を踏まえ、電波利用料の未納者に対して、電波法第76条第1項の規定による無線局の運用停止命令を行う場合の基準及び手続を明らかにするため、「電波法令違反処理規程の制定について」（平成19年3月30日付け総基視第61号）及び「電波利用料徴収手続及び電波利用料滞納処分手続」（平成18年7月20日付け総基利第45号）を改正している（以下、これらの基準等をまとめて「無線局の運用停止命令基準等」という。）。</p> <p>しかし、当省が調査対象とした6総合通信局等（5総合通信局及び沖縄総合通信事務所）について、平成23年度から25年度までの間における電波利用料債権の管理状況を調査したところ、表1のとおり、毎年度、債務者は存在していたが、滞納のみを理由として無線局の運用停止命令が出された例はなかった。</p> <p style="text-align: right;">表1 総合通信局等の債務者数の推移 （単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">総合通信局等名</th> <th style="width: 20%;">平成23年度</th> <th style="width: 20%;">24年度</th> <th style="width: 30%;">25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北総合通信局</td> <td>4,600</td> <td>4,160</td> <td>3,790</td> </tr> <tr> <td>北陸総合通信局</td> <td>750</td> <td>590</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>東海総合通信局</td> <td>3,300</td> <td>3,010</td> <td>2,810</td> </tr> <tr> <td>近畿総合通信局</td> <td>5,490</td> <td>4,970</td> <td>4,680</td> </tr> <tr> <td>中国総合通信局</td> <td>2,450</td> <td>2,320</td> <td>2,280</td> </tr> <tr> <td>沖縄総合通信事務所</td> <td>780</td> <td>790</td> <td>780</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1 当省の調査結果による。 2 債務者数は、各年度末時点のものである。</p> <p>また、調査対象とした6総合通信局等が管理している電波利用料の未納者の中には、表2- (1)及び(2)のとおり、8年以上一度も電波利用料を納めていない者に対し、滞納処分を行わず、未納となった債権の一部は消滅時効の完成によって不納欠損処理を行っている例があった。</p> <p>このため、改正された無線局の運用停止命令等の基準が滞納拡大防止に効果的なものとなっているのか判断できない状況であった。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> </div>	総合通信局等名	平成23年度	24年度	25年度	東北総合通信局	4,600	4,160	3,790	北陸総合通信局	750	590	600	東海総合通信局	3,300	3,010	2,810	近畿総合通信局	5,490	4,970	4,680	中国総合通信局	2,450	2,320	2,280	沖縄総合通信事務所	780	790	780
総合通信局等名	平成23年度	24年度	25年度																										
東北総合通信局	4,600	4,160	3,790																										
北陸総合通信局	750	590	600																										
東海総合通信局	3,300	3,010	2,810																										
近畿総合通信局	5,490	4,970	4,680																										
中国総合通信局	2,450	2,320	2,280																										
沖縄総合通信事務所	780	790	780																										

表 2-1) 8 年以上一度も電波利用料を納めていない者に対し、滞納処分を行わず、未納となった債権の一部は消滅時効の完成によって不納欠損処理を行っている例

総合通信局等名	東海総合通信局
債権の発生年月	平成 18 年 6 月～25 年 6 月
元本債権額 (平成 25 年度末時点)	68,000 円
事例の概要	<p>東海総合通信局では、平成 18 年 6 月に無線局の免許を与えた電波利用料債権について、免許期間中（18 年 6 月～23 年 5 月）に債務者が一度も電波利用料を納付していないにもかかわらず、滞納処分を行っていない。</p> <p>その後、同局では、同債務者から免許の更新申請があり、平成 23 年 6 月にこれを認めている。その結果、本債権については、平成 18 年 6 月から 23 年 5 月までの 5 か年分の債権（68,500 円）のみならず、免許更新後の 23 年 6 月から 26 年 5 月までの 3 か年分の債権（41,200 円）についても未納となっており、滞納額は 8 年分に拡大している。</p> <p>しかし、同局では、平成 18 年 6 月から 21 年 5 月までの 3 か年分の債権（41,700 円）について、有効な時効中断措置を講じられなかったとして 25 年度末までに消滅時効が完成し、不納欠損処理を行っている。</p> <p>本債権について、同局では、同債務者に対し、これまでに少なくとも計 10 回以上の電話、文書又は訪問による納付指導を行っていたものの、過去 3 回の財産調査では預貯金の有無が不明であったとして滞納処分を行うことが困難であったとしている。</p> <p>なお、本債権は、同局が平成 25 年度末において管理する履行期限が到来した債権の中で最も高額な債権である。</p>

表 2-2) 8 年以上一度も電波利用料を納めていない者に対し、滞納処分を行わず、未納となった債権の一部は消滅時効の完成によって不納欠損処理を行っている例

総合通信局等名	沖縄総合通信事務所
債権の発生年月	平成 18 年 3 月～25 年 6 月
元本債権額 (平成 25 年度末時点)	12,000 円
事例の概要	<p>沖縄総合通信事務所では、平成 18 年 3 月に無線局の免許を与えた電波利用料債権について、免許期間中（18 年 3 月～22 年 3 月）に債務者が一度も電波利用料を納付していないにもかかわらず、滞納処分を行っていない。</p> <p>その後、同事務所では、同債務者から免許の更新申請があり、平成 22 年 6 月にこれを認めている。その結果、本債権については、平成 18 年 3 月から 22 年 3 月までの 4 年 1 か月分の債権（59,760 円）のみならず、免許更新後の 22 年 6 月から 26 年 5 月までの 4 か年分の債権（12,000 円）についても未納となっており、滞納額は 8 年 1 か月分に拡大している。</p> <p>しかし、同事務所では、平成 18 年 3 月から 21 年 2 月までの 3 か年分の債権（53,760 円）について、25 年度末までに消滅時効が完成し、不納欠損処理を行っている。</p> <p>本債権について、同事務所では、同債務者に対し、電話や文書による納付指導は行っていたものの、債務者が納付の意思を示していたとして、訪問による納付指導や滞納処分のための財産調査及び滞納処分を行うことが困難であったとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3-(3)-①

申請等に伴って発生した履行期限到来債権(個人を債務者とするもの)を管理している調査対象機関一覧(平成25年度末時点)

調査対象機関		主な債権	平成25年度末履行期限到来額
内閣府	沖縄総合事務局	国有地の貸付けに伴う物件貸付料	65,122,158円
総務省	東北総合通信局	電波利用料	7,507円
	北陸総合通信局	〃	70,105円
	東海総合通信局	〃	47,670円
	近畿総合通信局	〃	181,502円
	中国総合通信局	〃	50,498円
	沖縄総合通信事務所	〃	38,371円
外務省	大臣官房会計課	海外における一時的困窮に対する滞在費の貸付料	946,004円
財務省	北海道財務局	国有地の貸付けに伴う物件貸付料	3,509,534円
	関東財務局	〃	13,723,437円
	近畿財務局	〃	33,424,264円
	中国財務局	〃	1,953,957円
	九州財務局	〃	2,300,269円
	福島財務事務所	〃	98,522円
	岡山財務事務所	〃	34,378円
	岡山財務事務所倉敷出張所	〃	2,063,433円
厚生労働省	国立障害者リハビリテーションセンター	診療費	2,286,920円
農林水産省	北海道森林管理局	国有林の貸付けに伴う物件貸付料債権	660,100円
	東北森林管理局	〃	2,085,400円
	九州森林管理局	〃	21,271,482円
国土交通省	相武国道事務所	道路又は河川の使用許可に伴う占用料	551,682円
	広島国道事務所	〃	304,013円
	山口河川国道事務所	〃	4,200円
	香川河川国道事務所	〃	79,100円
	北九州国道事務所	〃	94,164円
	熊本河川国道事務所	〃	103,400円
	札幌開発建設部	〃	2,713,575円
環境省	東北地方環境事務所	国立公園内の使用許可に伴う物件使用料債権	14,665,808円
	関東地方環境事務所	〃	63,933円
防衛省	防衛医科大学校	診療費	31,613,420円
	自衛隊中央病院	〃	8,905,055円
合計(31機関)			208,973,861円

(注)1 当省の調査結果による。

2 「平成25年度末履行期限到来額」は、当省が調査対象機関において抽出した債権(表2-④参照)の内数である。

3 外務省の「国援法の規定に基づく帰国費貸付金債権」については、同債権が、海外で生活する邦人困窮者を対象とした帰国費等の貸付金であり、帰国後に帰国者が償還できない場合は、同法の規定に基づき、帰国者の配偶者や扶養義務者に対して償還を求めることができることから、本件の調査対象としていない。

表3-(3)-②

債権回収を効果的に行うために、債権発生時等に債務者から勤務先の情報を事前に得ておくことが望ましい例

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	元本債権額 (平成25年度末)	勤務先情報 の入手可能 機会
1	外務省	大臣官房会計課	一般会計	海外滞在費 貸出金債権	平成19年4月	95,072円	短期貸出金 貸付契約時
2	外務省	大臣官房会計課	一般会計	海外滞在費 貸出金債権	平成17年2月	50,043円	短期貸出金 貸付契約時
3	外務省	大臣官房会計課	一般会計	海外滞在費 貸出金債権	平成17年12月	50,010円	短期貸出金 貸付契約時
4	外務省	大臣官房会計課	一般会計	海外滞在費 貸出金債権	平成18年9月	49,778円	短期貸出金 貸付契約時
5	外務省	大臣官房会計課	一般会計	海外滞在費 貸出金債権	平成18年12月	49,770円	短期貸出金 貸付契約時
6	外務省	大臣官房会計課	一般会計	海外滞在費 貸出金債権	平成17年6月	49,477円	短期貸出金 貸付契約時
7	外務省	大臣官房会計課	一般会計	海外滞在費 貸出金債権	平成18年8月	49,369円	短期貸出金 貸付契約時
8	外務省	大臣官房会計課	一般会計	海外滞在費 貸出金債権	平成18年6月	48,885円	短期貸出金 貸付契約時
9	外務省	大臣官房会計課	一般会計	海外滞在費 貸出金債権	平成16年12月	45,390円	短期貸出金 貸付契約時
10	外務省	大臣官房会計課	一般会計	海外滞在費 貸出金債権	平成17年9月	38,033円	短期貸出金 貸付契約時
11	外務省	大臣官房会計課	一般会計	海外滞在費 貸出金債権	平成17年10月	36,355円	短期貸出金 貸付契約時
12	外務省	大臣官房会計課	一般会計	海外滞在費 貸出金債権	平成17年8月	15,018円	短期貸出金 貸付契約時
13	農林水産省	北海道森林管理 局	一般会計 (注)2	物件貸付料 債権	平成19年4月～ 21年4月	92,100円	物件貸付契 約時
14	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)2	物件貸付料 債権	平成4年5月～ 10年4月	292,200円	物件貸付契 約時

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	元本債権額 (平成25年度末)	勤務先情報 の入手可能 機会
15	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)2	物件貸付料 債権	平成10年4月	7,100円	物件貸付契 約時
16	国土交通省	香川河川国道事 務所	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	物件使用料 債権	平成21年4月	5,600円	道路占有許 可時
17	国土交通省	香川河川国道事 務所	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	物件使用料 債権	平成21年4月	4,700円	道路占有許 可時
18	国土交通省	北海道開発局札 幌開発建設部	一般会計	物件使用料 債権	平成18年4月～ 19年4月	23,255円	河川占用許 可時
19	防衛省	防衛医科大学校	一般会計	病院等療養 費債権	平成元年6月	506,000円	会計時
20	防衛省	防衛医科大学校	一般会計	病院等療養 費債権	昭和62年5月	398,000円	会計時
21	防衛省	防衛医科大学校	一般会計	病院等療養 費債権	平成元年5月	148,000円	会計時
22	防衛省	防衛医科大学校	一般会計	病院等療養 費債権	昭和60年9月	66,000円	会計時
23	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成16年6月	487,900円	会計時
24	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成11年11月	308,000円	会計時
25	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成10年10月	219,480円	会計時
26	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成11年4月	206,745円	会計時
27	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成11年12月	79,830円	会計時

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成24年度までは国有林野事業特別会計である。

表 3- (3) -②- i 債権回収を効果的に行うために、債権発生時等に債務者から勤務先の情報を事前に得ておくことが望ましい例 (No.1~12 の例)

府省等名	外務省												
機関名	大臣官房会計課												
会計名 (勘定名)	一般会計												
債権の種類	海外滞在費貸出金債権												
債権の発生原因	海外における一時的困窮者に対する貸付け												
債権の発生年月	平成16年12月~19年4月 (12件の債権の発生年月)												
元本債権額 (平成25年度末時点)	577,200円 (12件の債権の合計額)												
概要	<p>外務省の在外公館では、外務省設置法第4条第1項第9号の規定に基づき、盗難、紛失、その他の事情により一時的に少額金銭の貸与を求める邦人渡航者等に対し、家族からの送金を待つ間、原則、邦貨5万円を限度として、金銭の貸付けを行っている。</p> <p>外務省では、貸付けの際、貸付申請書に、申請者の本邦住所、本邦住所の電話番号、本邦親族等の住所、本邦親族等の電話番号等を記載することとしており、履行期限が到来してもなお弁済しない債務者に対して、連絡先として活用している。</p> <p>しかし、今回調査した当該貸付金の弁済を滞納中の案件20件の中には、文書による督促を行ってもなお弁済が得られなかったため、貸付けを行った際に債務者が記載した連絡先に電話をかけたものの、債務者ではない別人が応答した事例や、記載された電話番号が全て不使用であるなどして債務者と連絡が取れていない事例が12件あった。</p> <p>他方、主に個人を対象とした小口金銭の貸付けを行う、民間の大手貸金業者4社について、金銭貸付時における債務者の個人情報の把握状況を各社のホームページを基に調べたところ、下表のとおり、全社において債務者の自宅住所や連絡先に加えて、債務者が滞納した場合や所在不明となった場合に備え、勤務先の情報を把握している。</p> <p>本債権については、取得している連絡先全てに架電しているが、債務者と連絡が取れていないことから、当該金銭の貸付時に債務者の勤務先情報を把握しておくことができれば、債務者と連絡を取ることができ、その後の債権回収を効果的に進められた可能性がある。</p> <p>表 外務省及び民間の大手貸金業者における個人情報の把握状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共通</th> <th>氏名、住所、性別、生年月日、電話番号 (携帯及び自宅)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外務省</td> <td>職業、本籍地、在留国住所、在留国住所の電話番号、本邦親族等の氏名及び続柄、本邦親族等の住所、本邦親族等の電話番号、渡航目的</td> </tr> <tr> <td>A社</td> <td>家族構成、住居種類、<u>勤務先名</u>、<u>勤務先住所</u>、所属部署、<u>勤務先電話番号</u>、勤務先社員数、雇用形態、最終学歴、入社年月、本人年収、業種、職種、健康保険証の種類</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>結婚有無、扶養家族の人数、住居種類、メールアドレス、<u>勤務先名</u>、<u>勤務先住所</u>、<u>勤務先電話番号</u>、雇用形態、本人年収、他社の借入状況</td> </tr> <tr> <td>C社</td> <td>メールアドレス、住居種類、<u>勤務先名</u>、<u>勤務先電話番号</u>、雇用形態、職種、入社年月日、健康保険証の種類、本人年収</td> </tr> <tr> <td>D社</td> <td>住居種類、居住年数、家賃又はローン、同居人数、就業の有無、雇用形態、<u>勤務先名</u>、業種、職種、<u>勤務先電話番号</u>、勤務先社員数、健康保険証の種類、勤続年数、給料日、本人年収、他社の借入状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料及び貸金業者のホームページに基づき、当省が作成した。 なお、下線は当省が付した。</p>	共通	氏名、住所、性別、生年月日、電話番号 (携帯及び自宅)	外務省	職業、本籍地、在留国住所、在留国住所の電話番号、本邦親族等の氏名及び続柄、本邦親族等の住所、本邦親族等の電話番号、渡航目的	A社	家族構成、住居種類、 <u>勤務先名</u> 、 <u>勤務先住所</u> 、所属部署、 <u>勤務先電話番号</u> 、勤務先社員数、雇用形態、最終学歴、入社年月、本人年収、業種、職種、健康保険証の種類	B社	結婚有無、扶養家族の人数、住居種類、メールアドレス、 <u>勤務先名</u> 、 <u>勤務先住所</u> 、 <u>勤務先電話番号</u> 、雇用形態、本人年収、他社の借入状況	C社	メールアドレス、住居種類、 <u>勤務先名</u> 、 <u>勤務先電話番号</u> 、雇用形態、職種、入社年月日、健康保険証の種類、本人年収	D社	住居種類、居住年数、家賃又はローン、同居人数、就業の有無、雇用形態、 <u>勤務先名</u> 、業種、職種、 <u>勤務先電話番号</u> 、勤務先社員数、健康保険証の種類、勤続年数、給料日、本人年収、他社の借入状況
共通	氏名、住所、性別、生年月日、電話番号 (携帯及び自宅)												
外務省	職業、本籍地、在留国住所、在留国住所の電話番号、本邦親族等の氏名及び続柄、本邦親族等の住所、本邦親族等の電話番号、渡航目的												
A社	家族構成、住居種類、 <u>勤務先名</u> 、 <u>勤務先住所</u> 、所属部署、 <u>勤務先電話番号</u> 、勤務先社員数、雇用形態、最終学歴、入社年月、本人年収、業種、職種、健康保険証の種類												
B社	結婚有無、扶養家族の人数、住居種類、メールアドレス、 <u>勤務先名</u> 、 <u>勤務先住所</u> 、 <u>勤務先電話番号</u> 、雇用形態、本人年収、他社の借入状況												
C社	メールアドレス、住居種類、 <u>勤務先名</u> 、 <u>勤務先電話番号</u> 、雇用形態、職種、入社年月日、健康保険証の種類、本人年収												
D社	住居種類、居住年数、家賃又はローン、同居人数、就業の有無、雇用形態、 <u>勤務先名</u> 、業種、職種、 <u>勤務先電話番号</u> 、勤務先社員数、健康保険証の種類、勤続年数、給料日、本人年収、他社の借入状況												

(注) 当省の調査結果による。

表3- (3) -②- ii 債権回収を効果的に行うために、債権発生時等に債務者から勤務先の情報を事前に得ておくことが望ましい例 (No.22 の例)

府省等名	防衛省
機関名	防衛医科大学校
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の種類	病院等療養費債権
債権の発生原因	診療費個人負担分の未払い
債権の発生年月	昭和60年9月
元本債権額 (平成25年度末時点)	66,000円
概要	<p>防衛医科大学校では、昭和60年9月に発生した入院費に係る病院等療養費債権(67,230円)について、同年10月に債務者に納入告知を行い、同月内に1,230円の弁済を得ている。</p> <p>しかし、債権の発生後間もない昭和60年12月には、債務者に電話をかけるものの、不通となった以降は、債務者との連絡が途絶え、63年10月に同債権の消滅時効が完成し、残額の66,000円^(注1)の回収が困難となっている。その後も、関係市町村に債務者の転居先を照会^(注2)しても住民登録がない旨の回答であるなどして、債務者の所在を把握できていない。</p> <p>(注1) 本債権については、昭和63年10月に消滅時効が完成しているが、同校は、債務者からの時効援用の意思を確認できないとして、当省の調査時点(平成25年度末)においても履行期限到来債権として管理している。</p> <p>(注2) 消滅時効が完成した後に2回(平成10年6月及び20年8月)照会している。</p> <p>本債権については、関係市町村に所在調査を行っているが、債務者の所在を把握できておらず、債務者と連絡も取れていないことから、診療時に債務者の勤務先情報を把握しておくことができれば、債務者と連絡を取ることができ、その後の債権回収を効果的に進められた可能性がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (3) - ③- i 滞納後に債務者と連絡が取れなくなった債権について、把握した債務者の勤務先の情報を有効に活用し、債権回収に効果を上げている例

府省等名	国土交通省																		
機関名	自動車局																		
会計名（勘定名）	自動車安全特別会計（保障勘定）																		
債権の種類	損害賠償請求金債権																		
債権の発生原因	自動車損害賠償保障法第72条に基づく損害のてん補																		
債権の発生年月	平成23年3月																		
元本債権額 （平成25年度末時点）	1,063,388円																		
概要	<p>国土交通省自動車局では、自動車事故を起こした者が自動車損害賠償保障法において加入が義務付けられた自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）に加入しておらず、同省が同法の規定により損害賠償責任者に代わって被害者に損害のてん補を行った場合は、被害者が本来の損害賠償責任者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、損害賠償責任者に求償を行っている。</p> <p>同局では、平成23年3月に、自動車損害賠償保障法第76条第1項の規定に基づき、被害者に代わって、自賠責保険に加入していない車両による自動車事故を引き起こした債務者に対する損害賠償請求金債権（約106万円）を取得した。</p> <p>当該債権については、平成23年4月以降、下表のとおり、複数回にわたり、債権の回収に向けて債務者と連絡を図ったが、連絡が取れず、弁済も得られていなかった。</p> <p>このため、同局では、平成24年4月に、法務局を通じて、親族から入手した債務者の勤務先に対して訴状を送付したところ、債務者から履行延期申請書が送付され、時効が中断された。</p> <p>また、同局では、上記の履行延期申請の添付書類等が不十分であったことから債務者に連絡するも再び連絡が取れなくなったため、平成25年8月に、勤務先に再度連絡したところ、債務者から一括弁済したいとの連絡があった。</p> <p>本債権は、債務者へ直接連絡しても連絡が取れず、弁済も得られていなかったが、債務者の勤務先を通して、債務者と納付交渉を進めることにより、債権回収が進捗したものと考えられる。</p> <p>表 本債権に係るこれまでの経過</p> <table border="1"> <tr> <td>平成23年4月～ 23年11月</td> <td>納入告知書が不在により返送される（5回） ※住民票等に移動の情報なし</td> </tr> <tr> <td>23年11月</td> <td>携帯電話番号の留守番電話にメッセージを録音した（連絡なし）</td> </tr> <tr> <td>23年11月</td> <td>親族に対して文書照会（2件） ※債務者の勤務先の情報を入手</td> </tr> <tr> <td>23年12月</td> <td>住所での居住を確認したため文書を投函</td> </tr> <tr> <td>23年12月</td> <td>法務局に訴訟を依頼</td> </tr> <tr> <td>24年4月</td> <td>居住地への訴状の送付が送達不奏功であったため、勤務先に訴状を送達するよう裁判所に上申</td> </tr> <tr> <td>24年7月</td> <td>債務者から履行延期申請書が送付される 添付書類不備につき架電するも不通（2回）</td> </tr> <tr> <td>24年8月</td> <td>架電するも不通（2回）</td> </tr> <tr> <td>24年10月</td> <td>簡易裁判所の判決において、債務者欠席により勝訴し、債務者名義を取得</td> </tr> </table>	平成23年4月～ 23年11月	納入告知書が不在により返送される（5回） ※住民票等に移動の情報なし	23年11月	携帯電話番号の留守番電話にメッセージを録音した（連絡なし）	23年11月	親族に対して文書照会（2件） ※債務者の勤務先の情報を入手	23年12月	住所での居住を確認したため文書を投函	23年12月	法務局に訴訟を依頼	24年4月	居住地への訴状の送付が送達不奏功であったため、勤務先に訴状を送達するよう裁判所に上申	24年7月	債務者から履行延期申請書が送付される 添付書類不備につき架電するも不通（2回）	24年8月	架電するも不通（2回）	24年10月	簡易裁判所の判決において、債務者欠席により勝訴し、債務者名義を取得
平成23年4月～ 23年11月	納入告知書が不在により返送される（5回） ※住民票等に移動の情報なし																		
23年11月	携帯電話番号の留守番電話にメッセージを録音した（連絡なし）																		
23年11月	親族に対して文書照会（2件） ※債務者の勤務先の情報を入手																		
23年12月	住所での居住を確認したため文書を投函																		
23年12月	法務局に訴訟を依頼																		
24年4月	居住地への訴状の送付が送達不奏功であったため、勤務先に訴状を送達するよう裁判所に上申																		
24年7月	債務者から履行延期申請書が送付される 添付書類不備につき架電するも不通（2回）																		
24年8月	架電するも不通（2回）																		
24年10月	簡易裁判所の判決において、債務者欠席により勝訴し、債務者名義を取得																		

	25年6月	早急な弁済を求める旨の文書等を債務者に送付
	25年8月	勤務先に連絡し、給与を差し押さえるための強制執行を検討しているが、できれば和解したい旨を伝える
	25年9月	法務局に給与差押えの強制執行を依頼
	25年11月	債務者に架電により連絡し、納付書を送付
	25年11月	法務局から債務者から一括弁済したいとの連絡があったとの連絡
	26年1月	債権が弁済される
(注) 当省の調査結果による。		

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (3) -③- ii 滞納後に債務者と連絡が取れなくなった債権について、把握した債務者の勤務先の情報を有効に活用し、債権回収に効果を上げている例

府省等名	国土交通省
機関名	相武国道事務所
会計名（勘定名）	社会資本整備事業特別会計（道路整備勘定）
債権の種類	公共事業費受益者等負担金債権
債権の発生原因	道路損傷行為に対する原因者負担金
債権の発生年月	平成18年10月
元本債権額 （平成25年度末時点）	118,784円
概要	<p>相武国道事務所では、債務者が、平成18年9月に東京都調布市で起こした道路損傷行為に対する原因者負担金^(注1)に係る公共事業費受益者等負担金債権（約12万円）について、同年10月に納入告知を行って以降、弁済がないことから、電話又は文書で合わせて十数回を超える督促を行っているが、電話には応じてもらえず、住民票で確認した現住所へ文書を郵送しても受取人不在により返送されていた。</p> <p>しかし、同事務所が、債務者の住民票の写しを取得することによって、債務者が民間会社の社宅に住んでいることが判明したことから、債務者の勤務先とみられる同社に電話で連絡したところ、債務者が電話に応じ、債務の承認^(注2)が得られたことで消滅時効の中断に効果を上げている。</p> <p>（注1） 道路法第58条第1項の規定に基づき、道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p> <p>（注2） 「債務の承認」とは、債務者が自分に債務があることを認めることであり、民法第147条の規定により、消滅時効の中断事由の一つとされている。</p>

（注） 当省の調査結果による。

表 3- (3) -④ 民間の大手貸金業者が金銭の貸付けを行う際、申請者の記載に基づき把握している情報

貸金業者名	申請時に把握している情報
A社	家族構成、住居種類、 <u>勤務先名</u> 、 <u>勤務先住所</u> 、所属部署、 <u>勤務先電話番号</u> 、 <u>勤務先社員数</u> 、雇用形態、最終学歴、入社年月、本人年収、業種、職種、健康保険証の種類
B社	結婚有無、扶養家族の人数、住居種類、メールアドレス、 <u>勤務先名</u> 、 <u>勤務先住所</u> 、 <u>勤務先電話番号</u> 、雇用形態、本人年収、他社の借入状況
C社	メールアドレス、住居種類、 <u>勤務先名</u> 、 <u>勤務先電話番号</u> 、雇用形態、職種、入社年月日、健康保険証の種類、本人年収
D社	住居種類、居住年数、家賃又はローン、同居人数、就業の有無、雇用形態、 <u>勤務先名</u> 、業種、職種、 <u>勤務先電話番号</u> 、 <u>勤務先社員数</u> 、健康保険証の種類、勤続年数、給料日、本人年収、他社の借入状況

(注) 貸金業者のホームページに基づき、当省が作成した。なお、下線は当省が付した。